

〈論文要旨〉

日本近世の宗教秩序

— 浄土真宗の宗旨をめぐる紛争 —

小林准士

序章では、浄土真宗の教義をめぐる起こった日本近世における紛争を検討対象として、宗教秩序と近世後期におけるその動揺過程を扱う本論文の課題を提示した。

まず日本近世の宗教秩序の理解に関わる先行研究について整理し、澤博勝による諸宗教の共存と対立との関係性に関する理解を踏まえつつ、近年の研究では等閑視されがちであった、宗教の教えをめぐる学問的な論争と、地域社会で生起していた信仰のありようをめぐる紛争（争論）との関係について検討課題とすべきことを主張した。

そして、近世後期における宗教紛争やそれらの事例に垣間見られる宗教秩序とその動揺過程について明らかにするためには、Ⅰ 仏教諸宗派などの集団内の論理、Ⅱ 仏教と神道または仏教諸宗派間などの集団間の関係、Ⅲ 世論・思想の動向という、3つの位相の違いとそれらの相互関係を問題にすべきことを、塚田孝の研究を踏まえながら主張した。こうした観点から、①俗世間における政治権力（幕藩領主＝俗権）の優位、②諸教（儒仏神など）・仏教諸宗派の分立、③宗教者身分と俗人の身分的分離という3要素からなる日本近世の宗教秩序が、どのような契機によって動揺していったのかについての見通しを示した。

また、浄土真宗教団（西本願寺末）内の大規模な異安心事件である三業惑乱（身・口・意の三業によって阿弥陀如来への帰依を表することを往生の要件とする教えの是非をめぐる紛争）などを扱った近世の浄土真宗に関する研究動向にも触れ、本論文で取り扱う事象を分析する際の視角を提示した。

第一部第一章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の傾向」では、阿弥陀如来一仏を信じ余仏余神には帰依しないという教え（本論文では神祇不帰依と表記）に基づく浄土真宗の宗風をめぐる起こった争論の事例を収集し、樹木を神体として祀った神々（森神）の祭祀、家内の竈祓い、神札の納受などをめぐって、真宗僧侶らが神職などと18世紀半ばごろから争っていたことを明らかにした。その上で、真宗教団による教化には、内心における神祇不帰依、家内での祭祀等の否定については徹底する一方で、家の外での祭祀については状況に応じて容認または拒否するという方針のあったことも明らかにした。また宗風の徹底は小寄講に集まった真宗門徒らに対する法談を通じて行われたことも合わせて指摘した。

第一部第二章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の展開と構造」では、真宗僧侶が同宗の神祇不帰依の宗風を18世紀前半から門徒らに対し徹底し始めたこと、しかし僧侶によって方針やその程度には違いのあったこと、見玉識による先行研究では社会的には下層に属する門徒が「神祇不拝」の担い手であったとされていたが、実際には社会的に上層に属す

る門徒が祭祀を拒否して紛争となる事例のほうが目立つことなどを明らかにした。

また真宗門徒らが集まった小寄講が領主によって規制を受けるようになると、真宗僧侶はその公認を求める中で小寄講を宗風徹底の場として位置づけるようになったため、神職との争論が繰り返されるようになったことも明らかにした。

さらに出雲国南部で神職が真宗僧侶の相手となった争論が繰り返された理由は、同地域では寺院の宗派は真宗が優勢であった一方、神社そのほかの神々の祭祀は専門の神職が専ら担うという、宗教者の二極構造があったためであることも指摘した。

第一部第三章「神道講釈師の旅と神仏論争の展開—矢野左倉太夫の活動に即して—」では、19世紀に和泉国の神職矢野左倉太夫が神道講釈師として活動した事例に焦点をあて、講釈師らが全国を廻る過程で神社神職の子弟を弟子にしつつ活動範囲を広げていったこと、真宗地帯では同宗僧侶らと神祇不帰依の宗風をめぐる論争を繰り返したことを明らかにした。また、近世後期には神職らが講釈によって真宗批判を展開した結果、地域における宗風をめぐる争論と宗教者間の論争が連動していくことも明らかにした。

そしてこれらの紛争過程の検討を通じて、紛争当事者間において、(甲)各宗派内における本山の教学統制権の承認(宗意是非の判断には不介入)・(乙)宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決(優劣判定に対する不介入)・(丙)諸宗派間における他宗の誹謗、自讃毀他の禁止、という諸原則が意識されていたことを確認した。

なお、特定の地域を場とした論争では、口頭の講釈や直接対峙しての問答だけでなく、書物の執筆を通じて論争が展開し、その場合、論争書は写本で流通したことも指摘した。そしてこうした写本の流布が出版書を通じた全国的なレベルにおける論争の前提となっていたことを明らかにした。

第一部第四章「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論の特質」では、第一部第一章で指摘した真宗僧侶による心の内外、家の内外を区別した宗風徹底の方針について、石見国那賀郡市木村浄泉寺の住職をつとめた仰誓ら学僧の著述を中心に詳細に検討した。その結果、真宗の教義に由来しない家の内外という区別が立てられた理由として、現世利益を求めた祈祷や亡者の追善ができないという教義にもとづく制約がある中で、家族の救済を志向する門徒等に対し、家族ぐるみの信仰を勧める必要があったことなどを明らかにした。

また、真宗僧侶らが神祇不帰依の宗風の正当性を教団外に主張する際には、同宗の教義をそのまま表出するのではなく、既存の神道説の論理を逆手に取った独自の神道論を展開し、家内での祭祀を不要とする論拠としていたことなどを明らかにした。

第二部第五章「旅僧と異端信仰—長門円空の異義摘発事件—」では、18世紀半ば頃、中国地方の西部を拠点にして各地を旅して布教にあたった真宗僧侶である円空の異端的な教義について分析し、西本願寺学林の能化を務めた法霖の学説などを援用しつつ現世での成仏を説くなど、彼が教団内にとどまりながら教団の秩序に反する教えを広めていたことを明らかにした。

また、円空の異端的な教えを受け入れる基盤が、講を結成し比較的自由に僧侶を招いていた門徒の活動にあることにも論及した。そして寺院の住職とはならず旅をして布教した

円空のような周縁的な宗教者と門徒独自の信仰活動との結びつきが異端的教説の広がる歴史的背景として考えられることを指摘した。

なお、円空の著書『疑雲永晴弁』の内容を検討する補説を付し、浄土への往生の確定と成仏を一益（同時）とする円空の異義の中核部分について確認するとともに、変成男子説、女人成仏説を含む円空の教えが、女性を布教者として位置づける志向と関係していたことも指摘した。

第二部第六章「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性—讃岐国における了空と教乗の論争の検討—」では、神祇礼拝の是非をめぐる真宗教学のレベルでも対立があったことを、讃岐国の了空と教乗を当事者とする、18世紀後半における論争の検討を通じて明らかにした。特に了空の学説には本山である西本願寺学林の正統学説と異なる点が見られ、神社への参詣と礼拝を帰依の伴わない恭敬礼という名目で認めていたことなどを指摘した。そのうえで、このような了空の学説が生まれる背景には、浄土真宗の教義に含まれる専修的傾向の制御という教学上の課題があったことに言及した。

また、了空と教乗それぞれの学派間の対立は、当時の西本願寺学林の正統学説であった三業帰命説（身口意の三業によって阿弥陀如来への帰依を表すことを往生の要件とする教え）の是非をめぐる展開し、三業惑乱の導火線となったことを指摘した。そしてこれらの学派对立の底流には、講を結成していた門徒宅での在家法談をめぐる僧侶間の競争があったことも指摘した。

第二部第七章「松江城下の町人新屋太助の真宗信仰」では、19世紀半ば頃の出雲国松江の町人であった新屋太助の日記にもとづき、同人が聴聞した僧侶による説教のほとんどが真宗僧侶によるものであったこと、同人が作成した「いろはにて安心の歌」を検討した結果、彼が真宗の教えについては概ね理解していたと考えられることを明らかにした。しかしその一方で太助の行動を見ると、占いを信じ観音菩薩を中心に多くの神仏に祈願をしていることが確認でき、経営の不安定だった商家に勤めた町人が神祇不帰依の宗風の存在については自覚しつつも、それを守ることが困難であったことを指摘した。

第二部第八章「三業惑乱と京都本屋仲間—『興復記』出版の波紋—」では、第二部第六章で触れた三業帰命説をめぐる讃岐国の学派間対立を背景にして、同国の東本願寺派の僧侶であった宝巖が著した同説批判の書『興復記』が天明7年（1787）京都で出版された結果、西本願寺学林による出版妨害がなされた事件の経緯を明らかにした。『興復記』を出版した書肆錢屋佐兵衛は、西本願寺の圧力を受けて同寺に板木を差し出してしまうが、京都本屋仲間は京都町奉行所にその不当性を訴えた結果、板木は錢屋差し戻されることになった。ところが、西本願寺と深い関わりをもつ書肆永田調兵衛が『興復記』の板木を購入したことで同書の流布は停止する。こうした事態に憤激した宝巖は新たに『帰命本願訣』を刊行したため、以後は西本願寺学林に所属する学僧との間で出版書を通じた論争が展開した。

本章では以上の経緯を明らかにした上で、東西両本願寺教団の争いを背景としたこのような紛争が本屋仲間を巻き込んでどのように展開したのかを分析することを通じて、(甲)

各宗派内における本山の教学統制権の承認（宗意是非の判断には不介入）・（乙）宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決（優劣判定に対する不介入）という、近世における紛争解決の諸方針の存在が紛争当事者間に意識されつつも、各原則間の関係についての理解には齟齬のあったことを明らかにした。

第三部第九章「江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討一寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ一」では、葬祭寺檀関係が檀家側の意向によって変更可能かどうかをめぐって学説が対立している状況を踏まえ、問答集（幕府評定所への照会に対する回答集）掲載の事例を可能な限り多く収集し、幕府による争論の裁許方針について検討した。その結果、近世後期においても檀家が寺院を選ぶ自由を認める「諸宗寺院法度」第四条は効力を有していたこと、但し幕府当局による家と個人を分ける方針により、原則として家と檀那寺の関係は変更不可とされる一方、当主と跡継ぎは一代限りの離檀、家族の離檀は認められていたこと（ただし当事者間の協議は必要）を明らかにした。また、これは宗教者と俗人を身分的に分離し、宗教的行為の依頼は俗人の意向次第（「帰依次第」）とする原則の表れであることも論じた。

第三部第十章「宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則」では、①宗教勢力に対する政治権力の優位、②諸教・諸宗派間の分立、③宗教者と俗人の身分的分離という宗教秩序と、本論文で明らかにしてきた（甲）各宗派内における教学統制権の承認（宗意判定への俗権の不介入）、（乙）宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決、（丙）自讃毀他の禁止、（丁）俗人の「帰依次第」、という四つの原則との関係（秩序と原則との関係）について論じた。

具体的には、浄土真宗の僧侶が異端的な教えを書物に著したり説いたりした事例において、本山が寺法に基づいて処罰した際には刑罰の執行面で領主に依存する場合のあったことや、浄土真宗や日蓮宗に属する僧侶が、宗風に背いた俗人信者の宗判を停止しようとしても領主には認められなかったことなどを指摘した。また、これらの紛争事例からは、（甲）（乙）（丙）（丁）の原則相互の関係についての解釈には紛争当事者間に理解の違いが存したことがうかがえるが、そのような齟齬が露呈するような紛争が繰り返された背景には、宗教者と俗人の身分的分離という秩序③に反する実態の拡大があったことを指摘した。

終章では、本論文各章の叙述を踏まえ、改めて近世後期における宗教秩序の動揺過程について見通しを示した。宗教者と俗人の身分的分離という秩序（秩序③）から逸脱した俗人による講の結成などの信仰に関わる活動の活発化が異端的教説の広まりをもたらし、そうした事態への対処を通じて宗教者間の競合と対立が惹起された結果、諸教・諸宗派が分立する秩序が動揺したこと（秩序②）。そして西本願寺教団内における大規模な異安心事件である三業惑乱に見られるように、そうした動揺が、政治権力の優位を前提とすること（秩序①）により認められていた教団内での自治にもとづく紛争解決の困難をもたらすなど、宗教秩序の動揺につながったことなどの点について論じた。